## 特定非営利活動法人栃木県障害者スポーツ協会 スポーツ・レクリエーション用具貸出要綱

### 1 目 的

この要綱は、障害者スポーツの普及・啓発を図るため、障害者スポーツに関する活動等を実施する個人及び団体に対し、特定非営利活動法人栃木県障害者スポーツ協会(以下「協会」という。)が所有するスポーツ・レクリエーション用具(以下「用具」という。)を無償で貸与することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 貸出用具

別表「貸出物品一覧」のとおり。

- 3 貸出・返却場所及び時間
  - (1) 場所 とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター (宇都宮市若草 1-10-6)
  - (2) 時間 9時00分から17時00分 ただし、当センター休館日(月曜日(月曜日祝日の場合はその翌日))を除く

#### 4 貸出許可基準

次の条件を満たしていることとする。

- (1) 栃木県内に現住所を有する個人又は団体であり、県内の活動であること。
- (2) 使用目的が、障害者スポーツの普及・啓発に関する活動等であること。
- (3) 営利を目的とした活動等ではないこと。
- (4) 貸出対象者は次のいずれかに該当する個人及び団体とする。
  - ① 障害者
  - ② 障害者福祉サービス等を行う施設
  - ③ 福祉関係団体
  - ④ 行政·教育関係機関
  - ⑤ その他
- (5) ただし、(1)  $\sim$  (4) に該当しない場合でも、協会が特に必要と認めた場合はその限りではない。

#### 5 貸出及び返却方法

- (1) 貸出を希望する者は、協会に事前連絡し、用具の貸出状況及び貸出に係る条件等を確認し、調整する。
- (2) 原則として、貸出を受けようとする日の属する月の3か月前の初日から貸出を受けようとする日の2週間前までに協会ホームページ「貸出申込みフォーム」又は、別紙様式「用具借用申請書」により、協会に申込みをする。
- (3) 貸出は、原則として先に申込みのあったものを優先する。
- (4) 貸出の可否について協会で審査し、その結果を申請者宛て連絡する。(申請書受理後1週間以内に連絡する。)
- (5) 貸出及び返却の際は、3に規定する場所及び時間内において直接受渡しを行う。また、用具の運搬に係る経費は、申請者の負担とする。
- (6) 用具受取の際、申請者は本人確認書類(運転免許証、社員証等)の提示を行う。

# 特定非営利活動法人栃木県障害者スポーツ協会 スポーツ・レクリエーション用具貸出要綱

## 6 貸出期間

原則2週間以内とする。ただし、協会が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

### 7 事故等の処理

貸出用具の使用によって生じた事故等については、申請者の責任において処理する。

#### 8 その他

- (1) 貸出及び返却の際は、協会職員立会いのもと、用具の種類・数量・状態を確認する。 なお、申請者が用具を紛失又は破損させた場合、協会は申請者に対して購入又は修理に 係る費用を請求することができる。
- (2) 用具の転貸は禁止とする。
- (3) 申請者は、善良な管理に務めなければならない。
- (4) 申請者は、返却時には用具を清掃、点検する。

附則 この要綱は、平成31(2019)年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、令和 2 (2020) 年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、令和 2 (2020) 年9月1日から適用する。